

令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会 次第

日 時：令和5年7月20日（木）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめばれす）
301会議室

開 会

1 自己紹介

2 部会長選出

3-(1) 計画策定部会の狙いと流れ

-(2) 子ども・子育て支援事業計画に関する国や県の動向

4-(1) 朝霞市の現状把握（グループ討議）

第1 G 子どもの貧困対策（ヤングケアラー含む）

第2 G 子供・若者対策（青少年健全育成含む）

第3 G 少子化対策（伴走型支援と児童相談含む）

-(2) グループ討議のふり返し

閉 会

令和5年度子ども・子育て支援事業計画部会 部会員一覧

選出団体等	氏名	区分
学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	1号
民営保育園保護者	田島 由華	2号
幼稚園保護者	鈴木 厚子	2号
朝霞市保護者代表連絡会	菅原 慎也	2号
朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	3号
朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝	3号
公募市民	神部 陽一	4号
公募市民	獅子倉 賢治	4号
朝霞市議会議員	本田 麻希子	5号
NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子	5号
あさか子育てネットワーク（多文化子育ての会ばんびーに）	喜多 陽子	5号
子どもの居場所ネット（あさかみらいこども食堂）	吉村 智代	5号
児童館利用団体（にこにこサークル）	鶴田 美樹	5号

計13名

1号…知識経験を有する者

2号…保護者

3号…子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

4号…公募による市民等

5号…その他

令和5年度

	子ども・子育て会議		子ども・子育て支援事業計画部会		保育園等運営検討部会 ※時期未定		保育園等利用者負担検討部会	
令和5年7月6日(木)	第1回	①委員委嘱 ②部会院選出 ③こども基本法の概要説明 ④今後の会議の運営について ④第3期計画策定について 等						
令和5年7月20日(木)			第1回	①部会長選出 ①部会の進め方、計画策定に関する国の動向 ②朝霞市の現状把握				
令和5年8月31日(木)	第2回	①R4事業進捗管理・評価 ②部会での審議内容の報告					第1回	①部会長選出 ②公営保育園の給食費について
令和5年9月下旬			第2回	①子育て支援アンケート調査票案、子どもの生活に関する調査票案の検討				
令和5年10月				部会予備日：調査票案の検討				
令和5年11月～12月			「こども大綱」発出 ※秋頃に「こども大綱」が示される予定⇒冬頃に変更とのこと。					
令和5年12月	第3回	①子育て支援アンケート調査票案、子どもの生活に関する調査票案の確定						
令和6年1月	第4回	①R4事業進捗管理・評価						
令和5年12月下旬 ～令和6年1月下旬			アンケート実施					
令和6年1月上旬 ～下旬			ヒアリング実施 ※ 子どもの声を聴く機会を可能な限り設ける。					
令和6年2月上旬	第5回	①R4実施事業進捗状況報告書の確定 ②アンケート調査結果、ヒアリング調査結果 速報						

子ども・子育て会議と第3期子ども・子育て支援事業計画策定の流れ(案)

令和6年度

	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画部会	保育園等運営検討部会 ※時期未定	保育園等利用者負担検討部会 ※時期未定
令和6年5月	第1回 ①今後の会議の進め方説明 ②アンケート結果報告、ヒアリング調査結果の報告 ③今後の第3期計画策定スケジュールの説明			
令和6年7月中旬		第1回 ①朝霞市の現状と第2期計画の振り返り(アンケート結果等を踏まえ) ・現状と課題の確認 ・第2期計画の振り返り ・第3期計画に向けた方向性の検討 ②第3期計画骨子案について検討		
令和6年7月下旬	第2回 ①R5事業進捗管理・評価 ②部会での審議内容の報告 ③第3期計画骨子案の確定	部会予備日:骨子案の検討		
令和6年8月上旬				
令和6年10月上旬		第2回 ①第3期計画の素案の検討		
令和6年10月下旬		第3回 ①第3期計画の素案の検討		
令和6年12月	第3回 ①R5事業進捗管理・評価 ②第3期計画素案の確定について パブコメにかける素案の確定			
令和7年1月	パブコメ・職員コメントの実施			
令和7年1月中旬 又は下旬	第4回 ①第3期計画案について ・パブコメの結果、職員コメントの結果について ②R5事業進捗状況報告書について			
令和7年3月	第3期計画の策定(完成)			

第6章 計画の推進・進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とします。

2 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報やホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

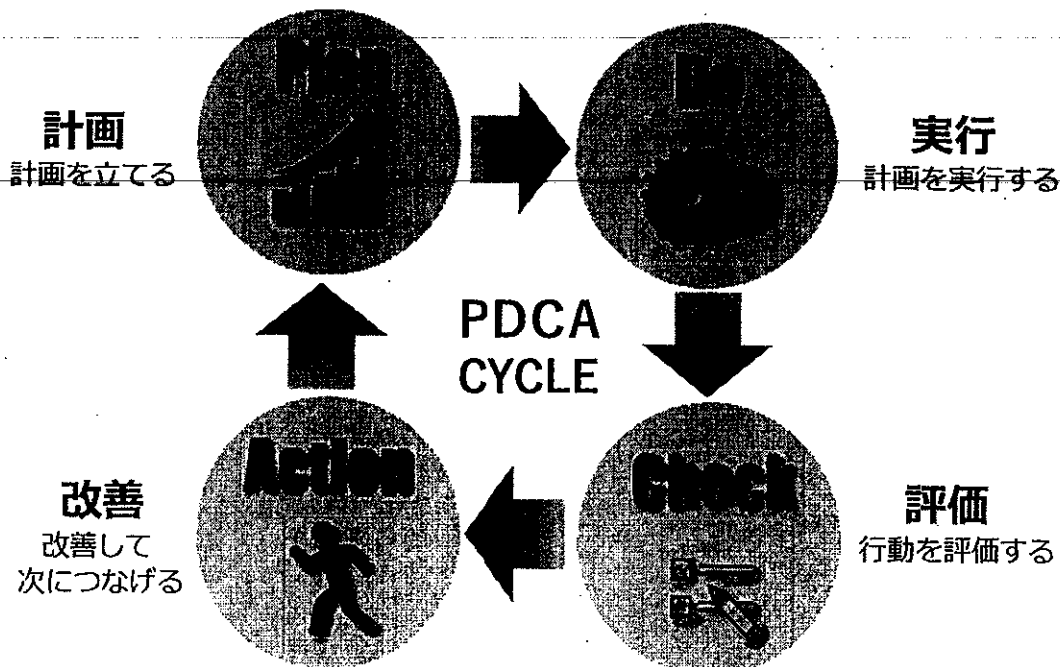
今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。



第2期子ども子育て支援事業計画 《次世代育成支援行動計画 関連事業》 進捗管理シート

事業番号	57	部署	子ども・健康部	課名	子ども未来課	記入者																																												
基本目標	基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち																																																	
基本方針	基本方針1-3 地域の中の子どものために																																																	
施策の方向性	施策の方向性(1)子どもの健全な成長を支える居場所づくり																																																	
事業名	児童館運営事業																																																	
事業概要	<p>児童の健全な成長を目指し、子どもたちが安全にかつ快適に遊び、活動できるよう、子どもたちの安心・安全な居場所として児童館ガイドラインに沿った管理・運営を行う。</p>																																																	
事業の進捗状況	<p>児童対象事業、幼児事業、館外事業、季節事業等を開催した。 新型コロナウイルス感染症対策を実施し、開館を継続した。</p>																																																	
施策の進捗状況	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</td> <td>利用者数</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>きたはら児童館</td> <td>15,804人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>はまさき児童館</td> <td>10,972人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>みぞぬま児童館</td> <td>23,314人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ねぎしだい児童館</td> <td>13,313人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ひざおり児童館</td> <td>12,420人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ほんちょう児童館</td> <td>19,287人</td> <td>計95,110人</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>							B	利用者数						きたはら児童館	15,804人					はまさき児童館	10,972人					みぞぬま児童館	23,314人					ねぎしだい児童館	13,313人					ひざおり児童館	12,420人					ほんちょう児童館	19,287人	計95,110人			
B	利用者数																																																	
	きたはら児童館	15,804人																																																
	はまさき児童館	10,972人																																																
	みぞぬま児童館	23,314人																																																
	ねぎしだい児童館	13,313人																																																
	ひざおり児童館	12,420人																																																
	ほんちょう児童館	19,287人	計95,110人																																															
進捗状況	<p>コロナ禍の影響により、一部の事業が実施することができなかった。 (集団遊び、調理、映画会、リトミック、ダンス等)</p>																																																	
進捗に関する課題	<p>指定管理者と協力し、利用者ニーズの把握に努め、それを踏まえた魅力ある児童館事業の実施や設備の充実を図る。</p>																																																	
令和3年度以降の具体的な取り組み (どんなことを予定しているか)	<p>子どもたちが安全にかつ快適に遊び、また活動し、異年齢の交流の場として様々な児童館事業を実施する。</p>																																																	
子ども・子育て会議 進捗状況 確認欄 (令和2年度)																																																		
A: 着実に進捗している B: ある程度進捗している C: 進捗が順調でない D: 進捗していない			コメント																																															

・子どもや若者が自分の意見を言う機会を創出したか
・子どもや若者の意見をどのように取り入れる工夫をしたか
などの評価項目を設けることを検討

「こども大綱」は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの

少子化社会対策大綱

子ども・若者育成支援
推進大綱

子供の貧困対策に
関する大綱

一元化！

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子供の貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 (略)

(都道府県子ども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

こども大綱の役割

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9~R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取

こどもまんなかフォーラム

関係団体・有識者との対話



大臣による児童館・児童養護施設等訪問



- ▶ 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- ▶ 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- ▶ こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- ▶ 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠、出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること

- ▶こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- ▶こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること

- ▶全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- ▶全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

- ▶子育てに夢と喜びを感じることでできる社会づくり
- ▶結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

- ▶国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を広げる
- ▶こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な支援の確保

- ▶保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリアパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- ▶制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、プッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点から施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- ▶中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究



第1G 子どもの貧困対策（ヤングケアラー支援を含む）

どんなことが必要とされているのでしょうか

子どもの貧困対策の推進に関する大綱

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

第2期計画策定時から現在までの課題

特別な配慮が必要な子どものために（計画書 P55～59）

小学生・中学生がいる子育て家庭のうち5～6%程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることが分かりました。そのような家庭は相談先を知らないことや支援を求める声をあげにくいこと、家庭の状況が子供の生活や学習にも影響を与えており、世代を超えて連鎖する恐れもあることから、生まれ育った家庭の環境によらず子供が未来への希望を持ち、自信や自己肯定感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を用意する必要があります。

これまでの市の取組の一例

- 子どもの貧困対策庁内連絡会議を立ち上げ、庁内各課及び社会福祉協議会が行う①学習の支援②生活の支援③就労の支援と経済的支援④こどもの居場所づくりに関連する事業の取りまとめを行った。
- こども食堂やフードパントリー団体への側面的支援を行うため、こどもの居場所ネットとの定期的な懇談や市内企業等とのマッチングによるフードドライブ活動を実施し、気運の醸成を図った。
- ひとり親家庭等への支援として、児童扶養手当やひとり親家庭医療費、また、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの経済的支援を行うとともに、中高校生を対象とした学習支援事業を実施した。

今後の課題

- 情報伝達手段の簡素化、IT化の検討
- 市民活動団体と連携した子どもの居場所づくり事業やアウトリーチ支援体制の構築
- 子どもの貧困対策及びヤングケアラー支援、また子供・若者対策を包含した形で、本市の地域資源である児童館における事業展開の具体化

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備**
 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
 子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

第2G 子供・若者対策（青少年健全育成を含む）

どんなことが必要とされているのでしょうか

子供・若者育成支援推進大綱

- 全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関りを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての的確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

第2期計画策定時から現在までの課題

地域の中の子どものために（計画書 P60～62、P68～69）

ヒアリング調査等での主な意見として、放課後や休日の過ごし方として、児童館などの公共施設で友達と過ごす小学生がいる一方、学年が上がるにつれ、家でゲームやテレビ、YouTube を見るなど一人で過ごす傾向があることがわかりました。

中学生・高校生世代にとっても、地域で多様な活動を行うことができる居場所の確保や地域の活動への参加、担い手としての活動を通じて自らの個性や適性を伸ばしつつ、社会の一員として活動する機会を充実する必要があります。

これまでの市の取組の一例

- 青少年育成市民会議事業や児童館事業等による、主に小・中学生を対象とした取組を実施するとともに、中高生自身が健全育成活動に参加する機会を持った。
- ほんちよう児童館での中高生専用スペースの設置をはじめ、各児童館においても中高生タイム等の取組を開始した。また、ほんちよう児童館では若者講師による将棋教室やeスポーツ大会を開催するなど、若者世代の持つスキルの活用を図った。
- 試行的ではあるが、大学生世代の若者が児童館事業として中高生対策事業を計画するなど、若者世代の連携による取組を始めた。

今後の課題

- 青少年育成市民会議をはじめとした、子どもの遊びや居場所づくりを行う人材の育成
- 若者自身が主体的に行える活動の支援や、子ども・若者が意見表明できる仕組みづくりの検討
- 子供・若者対策及び子どもの貧困対策を包含した形で、本市の地域資源である児童館における事業展開の具体化

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22,27年度に続く第3次の大綱

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

- 生命・安全の危機 孤独・孤立の顕在化 低いWell-being 格差拡大への懸念
- 持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開
- 成年年齢の引下げ 人権・権利の保障 ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭、学校、地域、情報通信環境（ネット空間）、就業（働く場）ごとに状況を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

- ①**全ての子供・若者の健やかな育成**
 幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成
 ▶ 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等
- ②**困難を有する子供・若者やその家族の支援**
 困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援
 ▶ 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等
- ③**創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援**
 長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援
 ▶ STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等
- ④**子供・若者の成長のための社会環境の整備**
 家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進
 ▶ 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等
- ⑤**子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16**
 専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援
 ▶ 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

3. 施策の推進体制

- ▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定**。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。
- ▶ **大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。

第3G 少子化対策（伴走型支援と児童相談を含む）

どんなことが必要とされているのでしょうか

少子化社会対策大綱

- 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- 地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進める
- 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
- 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

第2期計画策定時から現在までの課題

すべての子育て家庭のために（計画書 P64～68、P76～77）

本市の総人口は増加傾向が続いており、子どもの数は平成27年で24,325人、令和5年で24,145人と概ね横ばいとなっており、全国的に進む少子化の顕著な傾向は見られていませんが、市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人がいない、不安や孤立感を抱えているなど子育てにおける保護者の負担が大きくなっている中、生まれる前からの支援と産後間もない家庭への伴走型支援、子育てサポートの充実を図ることで、「このまちで育ててよかった 育ててよかった」と実感していただける環境を整備していく必要があります。

これまでの市の取組の一例

- 児童相談と母子保健が情報の連携を図り、養育が必要な子どもを総合的に支援していくため「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、連絡会議やケースカンファレンス等の機会を充実した。
- 子育て世代包括支援センターの開所により、母子手帳交付時に必ず妊婦と専門職が面談を行うことで、妊娠期から早期に介入・支援を行うことができ、関係機関とも連携を図りながら、適切な支援につなげた。
- リスクの高い家庭の子どもへの支援に、ファミサポのサポート会員がかかわる事例もあります（ボランティアのサポート会員ではなく、市として支援すべきではないかとの意見あり）。

今後の課題

- 「子ども家庭総合支援拠点」を充実させる形で「こども家庭センター」を設置し、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受け、必要な支援につなぐためのマネジメントを行う仕組みづくりの検討
- 子育て世代包括支援センターにおける妊娠期からの支援がより身近で気軽にできるよう、北朝霞方面への設置が課題。また、転出入も多く、核家族も多いことから、産前・産後の家事・育児サポート体制を整備していくことについて検討
- 複合施設に設置される子育て包括支援センターにおける具体的な取組内容について検討する必要性を感じています。例えば、産後ケアについて、児童館と連携できるのか？子育て支援センター（または助産院）を併設し、一時保育できるような環境を整えるなどの検討の機会があればよいと考えています。

少子化社会対策大綱のポイント

参考資料4

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多	【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%) 高齢で生むのはやがだから (39.0%)	【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%	【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)
-------------------------------------	--	---	---

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

<不妊治療>

不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

<切れ目のない支援>

産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

<男性の家事・育児参画促進>
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

<育児休業給付>
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

<待機児童解消>
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

<児童手当>

財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

<高等教育の修学支援>
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

<幼児教育・保育の無償化>
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推進するために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を産み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める